

駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム活用促進協議会 規約

第1条 名称

本協議会は、「駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム活用促進協議会」(以下「協議会」という)と称する。

第2条 目的

協議会は、地域社会における砂防との関わりを、地域住民、小中学生、観光客等が楽しく体験学習できる駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム構想を策定し、その環境を整備するとともに、その活用を促進することを目的とする。

第3条 基本協議事項

協議会は、前条の目的を達成するため、次の協議を行う。

- 駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム構想の承認、決定
- 駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム環境整備計画の承認、決定
- 駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム活用促進計画の承認 決定

第4条 構成

協議会は別紙－1の委員で構成する。

2. 協議会の下部組織として検討部会を設置する。

第5条 役員

協議会の役員として会長1名、副会長1名を置く。

2. 協議会の会長は、協議会を代表し、会の運営を行う。
3. 協議会の会長は、委員の互選とし、会長は副会長を指名する。
4. 協議会の会長が職務を遂行できない時は、副会長がその職務を代行する。

第6条 顧問

協議会に顧問を置き、協議会へのアドバイスをいただく。

第7条 協議会の開催

協議会は、年1回開催するものとする。

2. 協議会の会長は、検討部会に検討作業の指示をおこなう。
3. 検討部会の部会長及び部会員は、協議会の会長が指名する。

第8条 検討部会

検討部会は別紙－2の委員で構成する。

2. 検討部会は、協議会から付議された議題及び検討部会独自に必要性があると判断した議題について地域の特性を十分に考慮した検討を行い、協議会に報告する。

第9条 事務局

事務局の構成員は別紙－3とする。

2. 事務局は、協議会及び検討部会の開催にあたり、必要資料の作成等を行う。
3. 事務局は、天竜川上流河川事務所砂防調査課内に置く。
4. 事務局は必要に応じて、事務局会議を開催するものとする。その際、会議の内容により検討部会委員の出席を求めることができる。

第10条 サポート団体

協議会は、第2条の目的を達成するために協力が必要と思われる各種団体(「サポート団体」という)に協力等を依頼する。

第11条 その他

協議会の規約改正、その他運営に関して必要な事項は協議会において定める。

付 則 この規約は、平成20年3月18日から施行する。

平成20年12月19日 一部改正

- ・ 別紙-1協議会委員、別紙-2検討部会員の組織名、氏名の時点修正
- ・ 別紙-2検討部会名簿に必要な出席者を求める旨を明記

平成21年12月17日 一部改正

- ・ 「第9条 事務局」の構成員を追加し別紙3(事務局名簿)にて表記、業務内容・事務局会議の出席者を明記
- ・ 「第10条 サポート団体」の追加
- ・ 別紙-1協議会委員、別紙-2検討部会員の組織名、氏名の時点修正

平成23年3月16日 一部改正

- ・ 協議会の名称変更
- ・ 「第1条 目的」の内容変更
- ・ 「第3条 基本協議事項」の内容追加
- ・ 別紙-2検討部会員、別紙-3事務局の増員及び組織名、氏名の時点修正

駒ヶ根高原砂防フィールド・ミュージアム活用促進協議会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

会 長 委 員 杉本 幸治 駒ヶ根市長

副会長 委 員 清水 靖夫 宮田村長

委 員 小木曾 伸一 駒ヶ根市教育長

委 員 小原 恒敏 駒ヶ根観光協会会長

委 員 蒲原 潤一 国土交通省天竜川上流河川事務所長

委 員 平澤 武司 宮田村教育長

委 員 山田 益 宮田村観光協会会長

顧 問 中村 三郎 防衛大学校名誉教授

※ 平成24年7月26日現在
委員は役職付とする。

検 討 部 会 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

部会長 委 員 北澤 秋司 信州大学名誉教授

委 員 伊藤 広和 宮田村産業課長

委 員 片桐 忠彦 駒ヶ根市都市整備課長

委 員 今村 公彦 駒ヶ根観光協会統括本部長

委 員 小林 敏雄 宮田村教育次長

委 員 酒井 佳治 天竜川上流河川事務所事業対策官

委 員 高橋 克實 宮田村建設課長

委 員 野溝 一雄 駒ヶ根市教育委員会社会教育課長

委 員 萩原 浩一 駒ヶ根市商工観光課長

委 員 平沢 正典 宮田村総務課長

委 員 松井 浩二 駒ヶ根市教育委員会子ども課長

委 員 宮澤 秀一 駒ヶ根市総務課長

※その他検討部会委員の総意により必要と認める者の出席を求める
ことができる。

※ 平成24年7月26日現在
委員は役職付とする。

事務局名簿

(五十音順、敬称略)

片桐 忠彦 駒ヶ根市都市整備課長

酒井 佳治 天竜川上流河川事務所事業対策官

高橋 克實 宮田村建設課長

奈良 成章 駒ヶ根市観光案内所次長

※ 平成24年7月26日現在
事務局は役職付とする。